

# 審査基準

A-u-1

平成 28 年 4 月 1 日作成

法令名	: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)
根拠条項	: 第 5 9 条第 9 項
処分の概要	: 運搬証明書の書換え
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 5 条 (運搬証明書の記載事項の変更)
審査基準	:
標準処理期間	: 2 日
申請先	: 交付を受けた警察本部生活安全部保安課銃砲危険物係
問合せ先	: 愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 (052) 951-1611 内線 3177
備考	: